

○北本市行政改革推進委員会規則

昭和 60 年 6 月 24 日

規則第 18 号

(目的)

第 1 条 この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 56 年条例第 26 号）第 3 条の規定に基づき、北本市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営に関する事項について定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、地方自治又は市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長にあっては市長が、副委員長にあっては委員長が委員のうちからそれぞれ指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。